

令和3年2月12日
社会・援護局 地域福祉課
生活困窮者自立支援室
室長補佐 :前田(内線 2872)
係 長 :櫻井(内線 2879)
代 表 :03-5253-1111

報道関係者 各位

総合支援資金の再貸付の実施時期等について

2月2日（火）の報道発表においてお知らせしたとおり、社会福祉協議会が行う個人向け緊急小口資金等の特例貸付について、緊急事態宣言の延長等に伴う経済的支援策として、総合支援資金の再貸付（※1）を全国で実施します。

その実施時期については、2月19日（金）から全国の市区町村社会福祉協議会において申請の受付を開始する予定です。

また、再貸付（※2）においては、

○貸付対象者：緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了した者（申請以前に自立相談支援機関による自立相談支援を受けることが必要）

とします。

（※1）再貸付（最大60万円）の実施により、特例貸付の最大貸付額は140万円から200万円に増加します。

（※2）変更する上記要件以外は、総合支援資金の特例貸付の要件と同一となります。

個人向け緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付について

1. 特例貸付における総合支援資金の再貸付について

- 昨今の経済状況を踏まえ、令和2年3月25日以降に、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了した世帯への再貸付を全国で実施するもの。
- 実施に当たっては、最大3か月間の資金交付が可能な総合支援資金の特例貸付の再貸付として行う。

【対象世帯】

- 以下の要件を満たす世帯とする。
特例貸付開始から令和3年3月末までの間に、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了した世帯
※ 再貸付申請以前に、自立相談支援機関による自立相談支援を受けることとする。

【貸付上限額】

- 追加での資金交付は、最大で3か月(更なる延長貸付はなし)。
- 1月あたりの貸付額については、特例貸付における単身(月15万円以内)又は二人以上(月20万円以内)と同じ。
※ これにより、特例貸付の最大貸付額は140万円から200万円に増加。

【申請期限】

- 令和2年3月以降実施している特例貸付と同じ、令和3年3月末までとする。

【その他】

- 上記以外については、償還免除特例を含めて既存の総合支援資金(特例貸付)と同じとする。

2. 緊急小口資金等の償還免除について

償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮する(緊急小口資金については、令和3年度又は令和4年度の住民税非課税を確認し一括免除を行う。総合支援資金の償還免除要件については、引き続き検討。住民税非課税世帯を確認する対象は、借受人及び世帯主とする。)。

個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施

特例措置の新規申請受付期限を令和2年12月末から令和3年3月末へ延長。なお、令和3年4月以降の新規貸付は本則で対応。

**第3次補正予算:4,199億円
(予算措置額合計:1兆1,793億円)**

令和元年度予備費交付額	267億円
令和2年度第1次補正予算額	359億円
令和2年度第2次補正予算額	2,048億円
令和2年度予備費(8/7)措置額	1,777億円
令和2年度予備費(9/15)措置額	3,142億円

- 新型コロナウイルス感染症による経済への影響による休業等を理由に、一時的な資金が必要な方へ緊急の貸付を実施。
- 万が一、失業されて生活に困窮された方には、生活の立て直しのための安定的な資金を貸付。
⇒ これらを通じて、非正規の方や個人事業主の方を含めて生活に困窮された方のセーフティネットを強化

【緊急小口資金】(一時的な資金が必要な方[主に休業された方]) 【総合支援資金(生活支援費)】(生活の立て直しが必要な方[主に失業された方等])

	本則	特例措置
貸付対象者	緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする低所得世帯等	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
貸付上限	10万円以内	学校等の休業、個人事業主等(※1)の特例の場合、20万円以内 その他の場合、10万円以内
据置期間	2月以内	1年以内(※2)
償還期限	12月以内	2年以内
貸付利子	無利子	無利子

※1 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき

※2 令和4年3月末以前に償還時期が到来する予定の貸付に関しては、令和4年3月末まで延長。

	本則	特例措置
貸付対象者	低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限	(二人以上)月20万円×3月以内=60万円以内 (単身)月15万円×3月以内=45万円以内	同左(注2)
据置期間	6月以内	1年以内(※2)
償還期限	10年以内	同左
貸付利子	保証人あり:無利子 保証人なし:年1.5%	無利子

再貸付を可能とし、緊急小口資金と合わせて最大200万円貸付可能

注1 総合支援資金(生活支援費)については、申請の際に、償還開始までに自立相談支援機関からの支援を受けることに同意することをもって、貸付を行う。

注2 特例措置においては、貸付3月目においても日常生活の維持が困難な場合、更に3月以内(60万円以内)追加で貸付を行うことができる。**また、令和3年3月末までの間に、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了した世帯は、自立相談支援機関による支援を受けることを要件として、再貸付(3月以内 60万円以内)を実施する。**

償還免除について : 債還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮する。**(緊急小口資金については、令和3年度又は令和4年度の住民税非課税を確認し一括免除を行う。総合支援資金の償還免除要件等については引き続き検討。住民税非課税世帯を確認する対象は、借受人及び世帯主とする。)**